

いわき市産業廃棄物処理指導要綱

生活環境部 廃棄物対策課

いわき市産業廃棄物処理指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 事業者及び処理業者の処理（第5条・第6条）
- 第3章 県外産業廃棄物の処理（第7条・第8条）
- 第4章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議（第9条－第16条）
- 第5章 届出及び申請（第17条－第25条）
- 第6章 産業廃棄物処理施設の維持管理（第26条・第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分省令」という。）及びいわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成9年いわき市規則第38号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (4) 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- (5) 中間処理 最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。
- (6) 最終処分 埋立て又は海洋投入をいう。
- (7) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者（本市の区域内の処理業者に委託して処分を行う福島県の区域外のもの（以下「県外事業者」という。）を含む。）をいう。
- (8) 事業場 事業者が産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する場所をいう。
- (9) 収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第14条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (10) 中間処理業者 産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (11) 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第14条第6項、法

第 14 条の 2 第 1 項、法第 14 条の 4 第 6 項又は法第 14 条の 5 第 1 項の規定による許可を受けた者をいう。

- (12) 処理業者 収集運搬業者又は処分業者をいう。
- (13) 処分業者 中間処理業者又は最終処分業者をいう。
- (14) 特定産業廃棄物 産業廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び液状の廃プラスチック類に限る。）、鉱さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理したものをいう。
- (15) 有害物質 アルキル水銀化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物並びに 1,4-ジオキサンをいう。
- (16) 中間処理施設 政令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する処理施設その他産業廃棄物の中間処理を行う処理施設をいう。
- (17) 最終処分場 政令第 7 条第 14 号に規定する施設をいう。
- (18) 指定処理施設 産業廃棄物処理業の用に供する中間処理施設のうち、政令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する処理施設以外のものをいう。
- (19) 関係住民等 第 9 条第 5 項各号に定める範囲に居住する世帯主、事業を営む事業主及び属する地区の代表者（自治会の長を含む。）並びに関係権利者等をいう。

（市の責務）

- 第 3 条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。
- 2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。
 - 3 市は、福島県との密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件の適切な対応に努めるものとする。

（事業者及び処理業者の責務）

- 第 4 条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分省令及び施行規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第 2 章 事業者及び処理業者の処理

（事業者の処理）

- 第 5 条 事業者（法第 12 条第 8 項及び法第 12 条の 2 第 8 項に規定する事業者を除く。第 6 項において同じ。）は、その産業廃棄物の適正な処理を行わせるために、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。
- 2 事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第 8 条又は省令第 8 条の 13

に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとする。

3 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託して行う場合には、当該産業廃棄物の保管容器等に次に掲げる事項を表示するものとする。ただし、保管容器等に表示が困難である場合には、別途書面にて管理するものとする。

- (1) 事業場の名称、所在地及び電話番号
- (2) 産業廃棄物の種類、数量、性状及び主成分
- (3) 産業廃棄物の発生日月
- (4) 産業廃棄物の取扱上の注意事項等

4 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査のうえ把握しておくものとする。この場合において、特定産業廃棄物については、別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに同表の右欄に掲げる分析試験を別表第2の右欄に掲げる試験方法により、当該特定産業廃棄物の発生源別に行うものとする。ただし、市長が当該分析を行う必要がないと認めた特定産業廃棄物にあっては、この限りでない。

5 前項に規定する分析試験は、次により実施するものとし、当該分析試験の結果を5年間保存するものとする。

- (1) 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復して排出する場合は、年1回以上（県外事業者にあっては、6月に1回以上）
- (2) 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合は、当該変更の都度
- (3) 前2号に規定する場合以外の場合は、特定産業廃棄物を排出する都度

6 事業者は、省令第8条の5第1項に規定する記載事項に準じた事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存するものとする。

7 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第6条の2又は政令第6条の6に規定する委託の基準のほか次によるものとする。

- (1) 委託しようとする処理業者にあらかじめ省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14又は省令第10条の18の規定により交付された許可証（以下「許可証」という。）の提示を求めてその事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している産業廃棄物処理施設の現況等について確認を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なく、かつ、適正に処分できる状態であることを確認した上で、書面により委託契約を締結すること。
- (2) 産業廃棄物の収集及び運搬を処理業者に委託した場合は、搬出の都度、当該処理業者の運搬車両であることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。
- (3) 産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を確認し、その処理が適正でないとき、当該処理業者に対し、適正な処理を行うように指示すること。
- (4) 委託料金は、収集及び運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個に支払うこと。

(処理業者の処理)

第6条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、数量、性状等を記載した書面（特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合は、政令第6条の6第1号に規定する文書）及び前条第5項の分析試験の結果の提出を求め、当該産業廃棄物は法第14条第1項若しくは第6項、又は法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により、自らが受けている処理業の許可の事業範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第3章 県外産業廃棄物の処理

(県外産業廃棄物処分の協議)

第7条 福島県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を本市の区域内で処分をしようとする事業者は、あらかじめ、県外産業廃棄物処分協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）正副2部を提出し、当該協議書が受理された後でなければ、当該協議書に係る産業廃棄物の本市における処分はできないものとする。

この場合において、やむを得ない事由がある場合は、当該県外産業廃棄物を本市の区域内で処分しようとする処分業者が代わって提出することができる。

2 協議書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物処分委託書（第2号様式）
- (2) 収集運搬業者の許可証の写し
- (3) 産業廃棄物の発生箇所を明らかにした製造工程表又は書面
- (4) 産業廃棄物成分表（第3号様式）（別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の処分をしようとする場合に限る。）
- (5) 産業廃棄物及び荷姿のカラー写真
- (6) 誓約書（第4号様式）
- (7) 産業廃棄物適正処分誓約書（中間処理関係）（第4号様式の2）
- (8) 産業廃棄物適正処分誓約書（最終処分関係）（第4号様式の3）

3 市長は、第1項の規定により、協議書が提出された場合において、当該協議内容が、次に掲げる確認事項に照らして適当であると認めるときは、当該協議書を受理し、当該協議書の副本に受理年月日を記入の上、当該協議者に交付するものとする。

- (1) 事業者において自社処理することができない理由が、やむを得ないものであること。
- (2) 収集運搬業者及び処分業者が許可の内容又は許可の条件に違反していないこと。
- (3) 処分業者の処理能力及び処分実績に対して搬入量が適当であること。
- (4) 国及び県の通知並びに「福島県産業廃棄物処理計画」の趣旨に添っていること。

4 市長は、協議書の内容が前項各号の確認事項に照らして不相当であると認めるときは、当該協議者に対し当該協議の内容を変更し、改めて協議書を提出するよう指導するものとする。

5 第3項の規定により、受理された協議書に係る県外産業廃棄物の処分委託を終了した事業者は、その事実があった日から起算して10日以内に、産業廃棄物処分終了届出書（第6号様式）を提出するものとする。

この場合において、やむを得ない事由がある場合は、当該県外産業廃棄物を本市の区域内で処分していた処分業者が代わって提出することができる。

(県外産業廃棄物処理実績報告書の提出)

第8条 処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

第4章 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

(事業計画の立案及び概要書の周知等)

第9条 次に掲げる産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者(以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事業計画概要書を作成し、市長に提出するものとする。

(1) 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する政令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設又は事業者が設置する最終処分場

(2) 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設又は最終処分場

2 市長が、前項の規定により提出を受けた産業廃棄物処理施設設置等事業計画概要書に係る同項各号に掲げる産業廃棄物処理施設が別に定める基準に該当すると認めるときは、次条から第13条第1項までの規定にかかわらず、設置等予定者は、これらの規定による手続きを省略することができる。

3 市長は、前項に規定する基準に該当するときはその旨を、該当しないときはその旨を設置等予定者に通知するものとする。

4 設置等予定者は、産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」第3の1から6までの規定を遵守するものとする。

5 設置等予定者は、自らの責任において、事業計画ごとに次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める範囲の関係住民等に対し、第1項の産業廃棄物処理施設設置等事業計画概要書により計画内容の周知及び説明会を開催するものとし、当該事業計画に基づく立地に係る関係住民等の意見を聴くものとする。この場合において、当該意見の聴取期間は、説明会を開催した日から起算して2週間とするものとする。

(1) 第1項第1号の処理施設及び同項第2号の中間処理施設 設置等予定地の敷地境界から概ね300メートルの範囲

(2) 第1項第1号の最終処分場及び同項第2号の最終処分場 設置等予定地の敷地境界から概ね500メートルの範囲

(事業計画書の提出等)

第10条 設置等予定者は、前条第5項の規定により関係住民等からの意見を聴取した後において、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書(第8号様式。以下「事業計画書」という。)を必要部数作成し、市長に提出するものとする。

2 事業計画書には、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

3 市長は、事業計画書の受け付けに当たっては、あらかじめ、前条第4項の基準に対

する適合性及び従来からの廃棄物の処理に関する改善命令、改善指導等の履行状況を調査し、明らかに不相当と認められる設置等予定者の事業計画書は、これを受け付けないものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による相当と認められる事業計画書の提出を受けた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - (1) 設置等予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置等予定地
 - (3) 産業廃棄物処理施設の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

（事業計画書に対する意見等の聴取）

第11条 市長は、事業計画書の提出を受けたときは、必要に応じて産業廃棄物処理施設設置等に係る庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を開催し、当該事業計画と土地利用計画との整合性、周辺環境への影響の有無及び関係法令等による規制状況について意見を求めるものとする。この場合において、必要に応じ設置等予定者に説明を求めるものとする。

- 2 市長は、庁内連絡会議の意見を踏まえて、関係する他の行政機関の長に当該事業計画書を送付し、当該事業計画と土地利用計画との整合性及び関係法令等による規制状況について意見を求めるものとする。

（事業計画書に係る必要事項の調整）

第12条 市長は、必要に応じて産業廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施するとともに、前条各項の規定による意見を踏まえて、当該事業計画の内容を審査し、当該産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について設置等予定者に通知するものとする。

- 2 設置等予定者は、前項の規定による必要な事項についての通知を受けたときは、当該事項に対する必要な措置を講じるための関係住民等及び関係行政機関との調整、協議（以下「調整等」という。）を自らの責任において行うとともに、調整等が終了したときは、その結果について市長に報告するものとする。
- 3 市長は、第1項の通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該事業計画を廃止したものとみなし、その事業計画書を返戻するものとする。

（環境影響調査の実施）

第13条 市長は、前条第2項の規定により調整等の結果の報告を受けたときは、その内容を審査し、その結果支障がなければ、環境影響調査（環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に規定する対象事業にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について設置等予定者に通知するものとする。

- 2 第9条第3項の規定による同条第2項に規定する基準に該当する通知又は前項の規

定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」第3の8の規定に基づき、産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、必要な事項を記載した調査書（以下「環境影響調査書」という。）を作成するものとする。

（事前協議書の提出）

第14条 設置等予定者は、産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（第9号様式。以下「事前協議書」という。）に前条第2項に規定する環境影響調査書（環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する対象事業にあつては、同法又は同条例に規定する環境影響評価書）を添付して市長に提出し、協議するものとする。

2 事前協議書には、別表第4に掲げる書類を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

4 市長は、事前協議書の受け付けに当たっては、あらかじめ、前項の各基準及び第10条第3項の規定に係る適合性を審査し、明らかに不相当と認められる設置等予定者の事前協議書は、これを受け付けないものとする。

5 市長は、第1項の規定による相当と認められる事前協議書の提出を受けた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 設置等予定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 産業廃棄物処理施設の設置等予定地

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

(4) 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

（連絡調整会議の設置及び調整等）

第15条 市長は、前条第1項の規定による相当と認められる事前協議書を提出した設置等予定者に適切な指導を行うため、必要に応じて関係する市内の行政機関からなる産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。

2 市長は、連絡調整会議において、事前協議書の内容につき関係法令等に基づく手続きを把握し、調整するものとする。

3 第9条第2項の規定による手続きの省略をしたときは、前2項の規定は適用せず、市長は、庁内関係機関の長及び関係する他の行政機関の長に事前協議書を送付し、事前協議書に記載された事業計画と土地利用計画との整合性、周辺環境への影響の有無及び関係法令等による規制状況について意見を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定による意見を踏まえて、当該事前協議書の内容を審査し、その産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について設置等予定者に通知するものとする。

5 設置等予定者は、前項の規定による必要な事項についての通知を受けたときは、当

該事項に対する必要な措置を講じるための調整等を自らの責任において行うとともに、調整等が終了したときは、その結果について市長に報告するものとする。

(事前協議の終了の通知等)

第 16 条 市長は、前条第 2 項の規定による調整の結果又は同条第 5 項の規定による報告を踏まえ、事前協議書の内容に支障がないと認めるときは、設置等予定者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、事前協議書が受け付けられてから 2 年以内に関係行政機関に対する手続きが終了していない協議については、設置等予定者が当該協議に係る計画を廃止したものとみなして、その事前協議書を返戻するものとする。

第 5 章 届出及び申請

(土木建築工事の届出)

第 17 条 産業廃棄物の発生量が、100 立方メートル以上見込まれる土木工事又は建築物の除去を伴う建築工事であって、当該工事に係る部分の床面積の合計（同一敷地内で当該工事が行われる場合は、同一敷地内の当該工事に係る部分の床面積の合計）が 1,000 平方メートル以上のものの請負者は、産業廃棄物が工事により発生する日の 10 日前までに、土木建築工事実施届出書（第 10 号様式）により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出の対象外の工事であって、当該工事中に前項の規定による届出の対象となり、又は対象となることが見込まれる工事の請負者は、直ちに前項の土木建築工事実施届出書により市長に届け出るものとする。

3 前 2 項の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち産業廃棄物の処理をする場所、処理内容、処理を行う者等の変更をするときは、第 1 項の規定に準じてその旨を市長に届け出るものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請)

第 18 条 政令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設であって、第 9 条第 1 項各号に掲げるものを設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者は、第 16 条第 1 項の規定による通知を受けた後に法第 15 条第 1 項又は法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく当該産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の許可の申請を行うものとする。

2 法第 15 条第 3 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合も含む。）、省令第 11 条第 6 項又は省令第 12 条の 9 第 3 項の規定による申請に係る添付書類のうち、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により添付した書類については、省略することができる。

(指定処理施設の設置の届出)

第 19 条 指定処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、第 16 条第 1 項の規定による通知を受けた後に指定処理施設設置（変更）計画届出書（第 11 号様式）により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出に係る添付書類は、別表第 4 の第 1 項又は第 2 項に掲げる書類（同表の

第1項第1号及び第2項第1号に掲げる届出書を除く。)とし、第14条第1項及び第2項の規定により事前協議書に添付した書類については、省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、受理書(第12号様式)を交付するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、前項の受理書の交付を受けた後に当該届出に係る指定処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をするものとする。

(指定処理施設に係る使用前検査)

第20条 前条第3項の受理書の交付を受けた者は、当該届出に係る指定処理施設について、市長の検査を受け、指定処理施設設置(変更)計画届出書に記載した計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、指定処理施設設置(変更)使用前検査申請書(第13号様式)を提出しなければならない。

第21条 (削除)

(指定処理施設の承継)

第22条 第19条第1項の届出をした者から当該届出に係る指定処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継するものとする。

2 第19条第1項の届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人は、当該届出をした者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により第19条第1項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、指定処理施設承継届出書(第16号様式)を市長に提出するものとする。

4 前項の指定処理施設承継届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第1項の規定により地位を承継した者にあつては、譲渡契約書又は、賃貸借契約書等の写し

(2) 第2項の規定により地位を承継した相続人にあつては、被相続人の相続関係を証する書類

(3) 第2項の規定により地位を承継した法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

(最終処分場に係る報告及び検査)

第23条 最終処分場に係る法第15条第1項の規定による設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による構造若しくは規模の変更の許可を受けた者は、当該処分場の埋立法面の造成工事を終了したときは、その終了した日から起算して10日以内に産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書(第17号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書が提出されたときは、当該処分場の埋立法面の確認検査を実施するものとする。

(廃止の届出等)

第 24 条 指定処理施設の設置者は、当該処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該処理施設を再開したときは、遅滞なく指定処理施設に係る廃止（休止、再開）届出書（第 18 号様式）を市長に提出するものとする。

2 最終処分施設に係る法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 5 項の規定による最終処分場の廃止の確認を受けるため提出する省令第 12 条の 11 の 2 の申請書には、次に掲げる事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録を永久に保存すること。
- (2) 吹き付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散アスベストを含む産業廃棄物を埋め立てたときは、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第 21 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に係る技術管理者（以下「技術管理者」という。）を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。
- (3) 跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして、悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設等によりしゃ水工を破壊し地下水の汚染を生じさせたりしないよう注意すること。
- (4) 土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第 1 号又は第 2 号に規定する記録を引き継ぐこと。

(事故時の措置)

第 25 条 事業者又は処理業者は、産業廃棄物の処理施設、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損その他の理由により事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに市長に通報し、速やかに事故の状況、応急措置の方法等について記載した産業廃棄物処理施設等事故発生報告書（第 19 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を採るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。

3 事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了したときは、速やかに産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書（第 20 号様式）を市長に提出するものとする。

第 6 章 産業廃棄物処理施設の維持管理

(産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守)

第 26 条 政令第 7 条に規定する処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理に当たっては、省令第 12 条の 6、省令第 12 条の 7 及び最終処分省令に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

2 指定処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理にあたっては、別に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

(旧型最終処分場の管理)

第 27 条 旧型最終処分場（政令第 7 条第 14 号に規定する最終処分場であって、昭和 52 年 3 月 15 日以前に設置されたものをいう。）の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるときは、最終処分省令第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第 2 項に規定する基準に準じて維持管理をするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際現に効力を有する福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成 2 年 4 月 1 日制定）の規定により福島県知事に対してされている申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に自社処理施設を使用しているものは、平成 11 年 9 月 30 日までに第 21 条第 1 項の規定による届出をするものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から実施する。

別表第1（第5条関係）

産業廃棄物の種類	分析試験
汚泥及び廃プラスチック類（自動車等破砕物に限る。）	pH、含水率、有害物質の溶出試験及び油分の含有試験
廃酸又は廃アルカリ	pH並びに有害物質、油分、フェノール類の含有試験
燃え殻、鉍さい、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したもの	有害物質の溶出試験並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（産業廃棄物焼却炉に限る。）から生ずる燃え殻、ばいじん及び当該焼却炉による産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（排ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）にあつては、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項各号に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の含有試験
廃油	有害物質（トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、及び1,4-ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）に限る。）の含有試験
液状の廃プラスチック類	有害物質の含有試験

別表第 2 (第 5 条関係)

分析試験		試験方法
pH	汚泥及び廃プラスチック類 (自動車等破砕物に限る。)	試料 10W/V%液を検液とし日本工業規格 K0102-12 に定める方法
	廃酸又は廃アルカリ	日本工業規格 K0102-12 に定める方法
有害物質の溶出試験		産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示第 13 号。以下「告示第 13 号」とい う。)
有害物質(揮発性物質を除く。)の 含有試験		告示第 13 号に定める方法
有害物質(揮発性物質に限る。)の 含有試験		日本工業規格 K0125-5 に定める方法
含水率		告示第 13 号に定める方法
油分の含有試験		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条 第 1 項第 4 号に規定する海洋投入処分を行うこと ができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法 (昭和 51 年環境庁告示第 3 号)
フェノール類の含有試験		日本工業規格 K0102-28.1 に定める方法
ダイオキシン類の含有試験		特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に 係る基準の検定方法(平成 4 年厚生省告示第 192 号)

別表第3（第10条関係）

- (1) 個人の場合にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（住民票の写し及び登記簿の謄本は、提出日前3月以内に発行されたものであること。）
- (2) 設置等予定地の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1の地形図）
- (3) 設置等予定地の付近の見取図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入道路及び周辺居住者等の状況を記載すること。）
- (4) 設置等予定地の登記簿の謄本（提出前3月以内に発行されたもの）及び公図の写し（設置等予定地及びその隣接地の所有者、地目、地番及び面積を記載すること。）
- (5) 設置等予定地及びその周辺のカラー写真（撮影位置及び方向を示す地図を添付すること。）
- (6) 中間処理施設にあつては、処理工程図及び仕様書
- (7) 最終処分場にあつては、平面、縦断及び横断の概略図
- (8) 公害防止施設の処理工程図及び仕様書
- (9) 設置等予定地周辺の居住者一覧表
- (10) 設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書の写し
- (11) 設置等予定地の隣接地の所有者、周辺居住者、下流水利権者等の同意書の写し（「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」で定める場合に限る。次表1(5)、2(5)、3(5)及び4(5)において同じ。）
- (12) 設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (13) 他の法令による規制の状況を記載した書類
- (14) 変更の場合は変更事項の対比表
- (15) 第9条第5項の規定に基づき開催した説明会議事録（2名以上の議事録署名人の署名及び捺印があるもの）、事業計画の立地に係る関係住民等の意見及び設置等予定者の当該意見に対する見解書

別表第4（第14条、第19条関係）

1 処分業の用に供する中間処理施設に係る添付書類

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書、産業廃棄物処理施設変更許可申請書又は指定処理施設設置（変更）計画届出書（上部に㊦と記載すること）
- (2) 事業主体に関する書類
 - ア 個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（住民票の写し及び登記簿の謄本は、提出前3月以内に発行されたものであること。）
 - イ 事業経歴書
 - ウ 履歴書（法人にあつては、役員全員のもの）
 - エ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - オ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
 - カ 施設整備の事業費及び資金計画並びに事故時の保障対策を記載した書類
 - キ 事務所の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）
- (3) 事業計画に関する書類等
 - ア 事業の概要、作業時間並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載した書類
 - イ 中間処理施設の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）及び付近の見取図
- (4) 中間処理施設の用地に関する書類等
 - ア 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）及び搬入道路を設ける場合にあつては、当該土地（以下「搬入道路」という。）の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - イ 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。）
 - ウ 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類
- (5) 同意に関する書類
 - ア 処理場の隣接地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書の写し
 - イ 処理場の隣接地の登記簿の謄本
 - ウ 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - エ 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - オ 下流域水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書の写し
 - カ 地区代表者の同意書の写し
- (6) 維持管理計画に関する書類
 - ア 工事期間中の防災計画で、騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流

- 出、道路の汚損等の対策並びにその点検項目及び点検頻度
- イ 操業期間中の維持管理計画で、施設及び機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
 - ウ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
 - エ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
- (7) 中間処理施設の構造等の設計計算書に関する書類等
- ア 中間処理施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
 - イ 公害（大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭）防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
 - ウ 中間処理施設の残さ物の性状及びその処理方法を示す書類
 - エ 類似施設における試験検査成績表の写し
 - オ 保管施設の面積及び容量計算書
 - カ 降雪及び凍結対策を示す書類
 - キ 処理場の面積計算書
 - ク 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）
 - ケ 雨水排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - コ 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - サ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- (8) 中間処理施設の構造等に関する図面
- ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 公害防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 保管施設の平面図、立面図及び構造図
 - エ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - オ 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
- (9) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
- (10) 変更の場合は変更事項の対比表
- (11) 第9条第5項の規定に基づき開催した説明会議事録（2名以上の議事録署名人の署名及び捺印があるもの）、事業計画の立地に係る関係住民等の意見及び設置等予定者の当該意見に対する見解書（第9条第2項の規定による省略をした場合に限る。2(11)、3(11)及び4(11)において同じ。）

2 処分業の用に供する最終処分場に係る添付書類

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書、産業廃棄物処理施設変更許可申請書又は指定処理施設設置（変更）計画届出書（上部に㊦と記載すること）
- (2) 事業主体に関する書類等
 - ア 個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（住民票の写し及び登記簿の謄本は、提出前3月以内に発行されたものであること。）
 - イ 事業経歴書
 - ウ 履歴書（法人にあつては、役員全員のもの）
 - エ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - オ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
 - カ 施設整備の事業費及び資金計画並びに事故時の保障対策を記載した書類
 - キ 事務所の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）
- (3) 事業計画に関する書類
 - ア 事業の概要、搬入時間並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載した書類
 - イ 年次別埋立処分計画書
 - ウ 最終処分場の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）及び付近の見取図
- (4) 最終処分場の用地に関する書類
 - ア 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - イ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）
 - ウ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地の所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至までの間の跡地利用の制限を受けることについて記載したもの）
- (5) 同意に関する書類等
 - ア 最終処分場の隣接地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書の写し
 - イ 最終処分場の隣接地の登記簿の謄本
 - ウ 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - エ 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書の写し
 - カ 地区代表者の同意書の写し
- (6) 維持管理計画に関する書類

- ア 工事期間中の防災計画で、騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の対策並びにその点検項目及び点検頻度
- イ 操業期間中の維持管理計画で、施設及び機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
- ウ 災害防止計画で次の事項を記載したもの
 - ㊦ 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ㊧ 公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項
 - ㊨ 火災の発生の防止に関する事項
 - ㊩ その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
- エ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
- オ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
- カ 跡地利用計画
- (7) 最終処分場の構造等の設計計算書に関する書類
 - ア 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の計算書
 - イ 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - ウ 雨水排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - エ 湧水排除の設計計算書
 - オ 浸出水集排水施設（縦型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書
 - カ 浸出水調整槽の設計計算書並びに浸出水処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - キ 降雪及び凍結対策を示す書類
 - ク シャ水工に関する事項を記載した書類
 - ケ 土量計算書及び土えん堤の築堤方法を記載した書類
 - コ 砕石、管、シート、ベンチフリュウム等の試験結果書
 - サ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- (8) 最終処分場の構造等に関する図面
 - ア 最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 浸出水調整槽及び浸出水処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 浸出水集排水施設及びガス抜き施設の構造図
 - エ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - オ 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
 - カ 求積図及び切土盛土図
- (9) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
- (10) 変更の場合は、変更事項の対比表
- (11) 第9条第5項の規定に基づき開催した説明会議事録（2名以上の議事録署名人の署名及び捺印があるもの）、事業計画の立地に係る関係住民等の意見及び設置等予定者の当該意見に対する見解書

- 3 事業者が敷地外の場所に設置する中間処理施設（政令第7条に該当する施設に限る。）に係る添付書類
- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（上部に㊦と記載すること）
- (2) 事業主体に関する書類等
- ア 個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（住民票の写し及び登記簿の謄本は、提出前3月以内に発行されたものであること。）
- イ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- ウ 施設整備の事業費及び資金計画並びに事故時の保障対策を記載した書類
- エ 事務所の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）
- (3) 事業計画に関する書類
- ア 事業の概要、作業時間並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載した書類
- イ 中間処理施設の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）及び付近の見取図
- (4) 中間処理施設の用地に関する書類等
- ア 処理場及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
- イ 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。）
- ウ 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類
- (5) 同意に関する書類等
- ア 処理場の隣接地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書の写し
- イ 処理場の隣接地の登記簿の謄本
- ウ 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
- エ 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
- オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書の写し
- カ 地区代表者の同意書の写し
- (6) 維持管理計画に関する書類
- ア 工事期間中の防災計画で、騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の対策並びにその点検項目及び点検頻度
- イ 操業期間中の維持管理計画で、施設及び機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
- ウ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
- エ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

- (7) 中間処理施設の構造等の設計計算書に関する書類等
 - ア 中間処理施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
 - イ 公害（大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭）防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
 - ウ 中間処理施設の残さ物の性状を示す書類及びその処理方法
 - エ 類似施設における試験検査成績表の写し
 - オ 保管施設の面積及び容量計算書
 - カ 降雪及び凍結対策を示す書類
 - キ 処理場の面積計算書
 - ク 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）
 - ケ 雨水排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - コ 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図
- (8) 中間処理施設の構造等に関する図面
 - ア 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 公害防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 保管施設の平面図、立面図及び構造図
 - エ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - オ 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
- (9) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
- (10) 変更の場合は変更事項の対比表
- (11) 第9条第5項の規定に基づき開催した説明会議事録（2名以上の議事録署名人の署名及び捺印があるもの）、事業計画の立地に係る関係住民等の意見及び設置等予定者の当該意見に対する見解書

4 事業者が設置する最終処分場に係る添付書類

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（上部に㊦と記載すること）
- (2) 事業主体に関する書類等
 - ア 個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（住民票の写し及び登記簿の謄本は、提出前3月以内に発行されたものであること。）
 - イ 事業経歴書
 - ウ 履歴書（法人にあつては、役員全員のもの）
 - エ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - オ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
 - カ 施設整備の事業費及び資金計画並びに事故時の保障対策を記載した書類
 - キ 事務所の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）
- (3) 事業計画に関する書類等
 - ア 事業の概要、搬入時間並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載した書類
 - イ 年次別埋立処分計画書
 - ウ 最終処分場の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1から5,000分の1までの地形図）及び付近の見取図
- (4) 最終処分場の用地に関する書類等
 - ア 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - イ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）
 - ウ 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地の所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至までの間の跡地利用の制限を受けるとについて記載したもの）
- (5) 同意に関する書類等
 - ア 最終処分場の隣接地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書の写し
 - イ 最終処分場の隣接地の登記簿の謄本
 - ウ 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - エ 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書の写し
 - オ 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書の写し
 - カ 地区代表者の同意書の写し
- (6) 維持管理計画に関する書類

- ア 工事期間中の防災計画で、騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
- イ 操業期間中の維持管理計画で、施設及び機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
- ウ 災害防止計画で次の事項を記載したもの
 - ㊦ 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ㊧ 公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項
 - ㊨ 火災の発生の防止に関する事項
 - ㊩ その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
- エ 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
- オ 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
- カ 跡地利用計画
- (7) 最終処分場の構造等の設計計算書に関する書類等
 - ア 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の計算書
 - イ 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - ウ 雨水排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - エ 湧水排除の設計計算書
 - オ 浸出水集排水施設（縦型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書
 - カ 浸出水調整槽の設計計算書並びに浸出水処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - キ 降雪及び凍結対策を示す書類
 - ク シャ水工に関する事項を記載した書類
 - ケ 土量計算書及び土えん堤の築堤方法を記載した書類
 - コ 砕石、管、シート、ベンチフリュウム等の試験結果書
 - サ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- (8) 最終処分場の構造等に関する図面
 - ア 最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - イ 浸出水調整槽及び浸出水処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - ウ 浸出水集排水施設及びガス抜き施設の構造図
 - エ 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - オ 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
 - カ 求積図及び切土盛土図
- (9) 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
- (10) 変更の場合は、変更事項の対比表
- (11) 第9条第5項の規定に基づき開催した説明会議事録（2名以上の議事録署名人の署名及び捺印があるもの）、事業計画の立地に係る関係住民等の意見及び設置等予定者の当該意見に対する見解書